泉佐野市プロモーションビデオ制作業務委託

プロポーザル実施要領

令和８年１１月

泉佐野市市長公室政策推進課

１　趣旨

本市には関西国際空港やりんくうタウン、自然や文化、多彩な特産品などの豊かな地域資源が多く存在する。このような地域の魅力を訴求力が高く、且つ時流に合ったコンテンツ化を行うことで、国内外に広く発信し、関係人口や交流人口、定住人口の増加につなげることを目的とする。

本要領は、プロモーションビデオ制作業務全般に関する豊富な経験と実行力及び高い専門知識を有する事業者から広く企画提案を受け、市の選考基準により審査し、委託業者（以下「最優先候補者」という。）を選定する「公募型プロポーザル方式」を実施するため、参加資格のほか、提出書類及び審査方法など必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

（１）　委託件名　　泉佐野市プロモーションビデオ制作業務委託

（２）　業務内容　　別紙仕様書のとおり

（３）　委託期間　　契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※ 契約期間以降に行う必要のある業務が発生する場合は、受託者と協議のうえ、別途契約を締結する可能性がある。

（４）　委託料の上限　　￥15,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

３　参加資格

以下の条件を全て満たすこと（本業務のうち一部を再委託した場合、再委託先事業者も含む。）。

（１）公募開始の日から契約締結日までの間に、泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止を受けていないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続きの申し立てがなされていないこと。

（４）本事業を円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有しており、直近１年間に法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第2条第6号の規定又は泉佐野市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第17号）第2条第1号から第3号の規定に該当していないこと。

（６）業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合にお

いて、これらを受けていること。

（７）過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の間に同種・同規模以上のプロモーションビデオ制作業務、または官公庁における類似業務のいずれかの受託実績を有していること。

（８）大阪府内に本社（店）または支社（店）を有していること。ただし、大阪府内に本社（店）または支社（店）を有していない場合であっても、撮影技術やポストプロダクションについて、大阪府内にある技術会社を指定する場合はこの限りではない。

（９）(8)の事業所から本市に 2 時間以内に到着が可能であり、且つ本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打ち合わせ等を円滑に行い得る能力を有していること。

４　失格要件

提案書を提出してから最優先候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

（１）本実施要領を遵守しない場合

（２）応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

（３）応募事業者が複数の提案を行った場合

（４）応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

（５）応募書類の記載に虚偽又は不正があった場合

（６）見積金額が委託料の上限額を超える場合

（７）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（８）著しく信義に反する行為があった場合

５　プロポーザルの日程

概要は下表のとおりである。

No.	内容	日程
1	資料配布	令和8年11月4日（水）から開始
2	質疑の受付	令和8年11月18日（水）正午（必着）まで
3	質疑に対する回答	令和8年11月25日（水）
4	応募書類の提出	令和8年12月4日（金）正午（必着）まで
5	書類選考の結果通知	令和8年12月22日（火）（予定）
6	企画提案会〔審査〕 （ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ及びﾋｱﾘﾝｸﾞ）	令和9年1月8日（金）（予定） ※本市の指定時間・場所において実施
7	企画提案会〔審査〕結果通知 （最優先契約候補者決定）	令和9年１月中旬予定

8	契約内容の協議 （仕様書等の決定）	令和9年1月中旬～1月下旬予定
9	見積書の提出	令和9年1月下旬～2月上旬予定
10	契約の締結	令和9年2月上旬以降

6　プロポーザルの手順

（１）資料配布

本プロポーザルに関する情報は、泉佐野市ホームページで公表する。

ア　資料配布開始日

令和8年11月4日（水）

イ　配布場所

泉佐野市市長公室政策推進課のホームページからダウンロードすること。

※郵送による資料配布は行わない。

ウ　配布資料

①泉佐野市プロモーションビデオ制作業務委託プロポーザル実施要領（本書）

②業務委託仕様書

③各種様式（様式第1号から様式第6号）

（２）質疑の受付

ア　受付期間

令和8年11月18日（水）正午まで【必着】

イ　提出方法

本案件に関する質問は、「様式第5号（質問票）」に記載し、電子メールに添付して「９　本案件に係る問い合わせ先」の電子メールアドレスへ送付すること。

なお、電子メール送信後に電話にてメールの到着確認を行うこと。

※ 審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

（３）質疑に対する回答

質疑に対する回答については、質疑のあった事業者名は非公表とした上で提出された質疑事項への回答を全て取りまとめて、令和8年11月25日（水）に泉佐野市ホームページに掲載する。

また、質疑に対する回答は、本要領及び別紙仕様書の一部とし、必要に応じて、回答の内容も踏まえた企画提案書等を作成すること。

（４）応募書類の提出

ア　提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送による場合は、書留郵便等によること。

イ　提出期限

令和8年12月4日（金）正午（必着）

※12月3日までに持参の場合は、平日の9時から16時の間（12時から13時を除く）とする。

ウ　提出場所

「９　本案件に係る問い合わせ先」と同じ。

エ　提出書類

提出書類の作成にあたっての注意事項

〔共通事項〕

- 市指定様式については、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとすること。
- 文字サイズは原則11ポイント以上。文字等の色指定なし。

No.	書類等の名称、様式	記述内容等	提出部数
1	参加申込書 ＜様式第1号＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者名義で記名押印すること。	1部
2	参加資格確認書 ＜様式第2号＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者名義で記名押印すること。	1部
3	提案書 ＜様式第3号＞	必要事項を漏れなく記入し、代表者名義で記名押印すること。	1部
4	見積書 ＜様式自由＞	見積金額には消費税を含む。ただし、契約目途額を超える金額は記載できない。 また、詳細な積算内訳を記載すること。	10部
5	企画書 ＜様式自由＞	次の課題又はテーマについて記載すること。 ①　業務全体に係る方針 本事業全体に対する考え方、実施方針を提案すること。 ②　動画制作 ・ねらいと見どころ ・絵コンテで表現したもの ③　撮影日数	10部

		・オープンロケの日数 ・室内ロケの日数 ・ドローン等特殊機材ロケ日数 ④　ロケ場所 ・具体的な撮影場所を提案すること。 ⑤　効果的な二次利用の提案 ・二次利用内容の提案及び実施する場合の概算費用 ⑥　その他 ・その他、必要と思われる業務提案や効果的な企画提案、業務実施にあたり業務遂行能力等のアピール等があれば提案すること。	
6	業務実施体制書 ＜様式自由＞	チーム編成や管理者・担当者の経歴・実績についての詳細を明記すること。	10部
7	業務計画表 ＜様式自由＞	業務実施スケジュールを記載すること。	10部
8	類似契約実績書 ＜様式第4号＞	法人として、本件と類似した契約の実績概要を、指定様式に記載すること。 ただし、令和3年4月1日～令和8年3月31日の間に完了した契約に限る。 ページ数は１ページ以内とする。	10部
9	契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付すること。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで構わないとする。	契約案件ごとに1部

〔提出物の綴り方〕

- 左綴じ各頁に通し番号を記載すること。
- 正本1部は、提出書類No.1～9までを1組として左上をステープラでとめること。
- 副本10部は、提出書類No.4～No.8を1組として左上をステープラでとめること。

（５）書類選考及び結果通知

・企画提案会〔審査〕に先立ち、書類選考を実施する。

・書類選考にあたっては、（７）の評価基準に沿って提出書類の内容審査を行い、業者選定委員会委員の評価点の合計が、上位４社の事業者について、企画提案会〔審査〕に参加できるものとする。
・選考結果については、応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知する。

（６）企画提案会〔審査〕（プレゼンテーション及びヒアリング）

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

項目名	注意事項等
日時	令和9年1月8日（金）（予定）　※日時は別途連絡する。
会場	泉佐野市役所
内容	はじめに、提出した企画書等の内容について、20分以内で説明を行う。次に、選定委員から質問があるので、簡潔に回答を行う。質疑時間は約10分間とする。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行う。 会場に入室できるのは、3名以内とする。

※プレゼンテーションの方法は、提案者の自由とする。また、器材を使用する場合、当市で用意できる機材については、ディスプレイ（i＋hub）及びワイヤレスドングル（USB Type-C）のみとする。ディスプレイを使用する場合は、提出資料の補足説明的な使用とする（当日の追加資料の配布は認めない）。

（７）企画提案会〔審査〕結果通知（最優先候補者決定）

このプロポーザルのために組織した業者選定委員会において、書類選考を経て企画提案会に参加した者の提案及びプレゼンテーション及びヒアリングの状況を評価、採点を行い、原則最高得点を得た者を最優先契約候補者とする。

応募事業者の選定の評価基準は以下のとおり。

評価項目	内容	配点割合
制作内容について	・当該業務の趣旨・目的（関係人口や交流人口、定住人口の増加等）などを十分理解し、当該業務全体の基本的な考え方が具体的かつ明確に示されているか。 ・企画構成が優れ、統一されたコンセプトのもと、ストーリーが魅力的な内容となっているか。	60%

	・現代の水準に相応しいクオリティが確保されており、臨場感や没入感を高める撮影技術が発揮されているか。 ・訴求力の高いビジュアル、色彩、音声などの演出が施され、充実した映像制作の内容となっているか。 ・斬新なアイデアや独創性があり、話題を集めることができるか。 ・今後継続的に市の広報物に活用できるなど汎用性が高いか。	
効果的に二次利用の提案について	・広く周知を図れる効果的な提案となっているか。また実現可能性はあるか。	10%
実施体制について	・業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割体制等）となっており、業務を迅速に遂行することができるか。	10%
業務実績について	・当該提案の裏付けとなる実績があり、必要十分な知識・知見を有しているか。	10%
コスト評価について	・提案内容と整合性がとれており、経費積算が明解で、提示額に妥当性があるか。	10%
合計割合		100%

また、最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者とし、さらに見積金額が同価である場合は、くじ引きとする。

なお、提案者が1者であった場合でもその者について選定するものとし、基準点以上（配点の60%とする。）あれば本委託業務の随意契約の候補者とする。

最優先契約候補者を選定後、プロポーザル参加者全員に文書で通知し、選考結果は市のホームページで公表する。

（８）契約内容の協議（仕様書等の決定）

契約候補者と本市とで契約内容等の協議を行い、仕様書を確定する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含み、最優秀提案者が辞退又は本プロポーザル実施要領の規定に違反したこと等の理由により協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

（９）見積書の提出

契約候補者は確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

（１０）契約の締結

契約書に調印し、契約を締結する。

７　契約保証金について

当該請負契約を締結するに当たり請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、泉佐野市契約規則第32条の規定に該当し、泉佐野市がその必要がないと認めた場合はこの限りでない。

８　その他留意事項

（１）プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とする。

（２）提出後の提案書等の修正又は変更はできない。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、泉佐野市が承諾したものについてはこの限りではない。

（３）提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、泉佐野市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、泉佐野市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

（４）提出された書類は一切返却しない。

９　本案件に係る問い合わせ先

泉佐野市　市長公室　政策推進課

所在地：〒598-8550　泉佐野市市場東一丁目１番１号　泉佐野市役所　２階

電 話：072-463-1212（内線2222・2223）　　ＦＡＸ：072-464-9314

E-mail：seisaku@city.izumisano.lg.jp